

所得税の確定申告

所得税は、皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があります、さらに延滞税も納めなければならないことになります。

《確定申告をしなければならない場合》

- ①事業や農業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、令和3年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
- ②給与所得者で、給与等の年間収入金額が2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得のほかにも年間20万円を超える所得があるときおよび2ヶ所以上から給与等の支払いを受けているとき。

また、確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方
- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方
- 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間（令和4年2月16日～3月15日）中に提出することになっています。なお、還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された、または予定納税額を納付した翌年の1月1日以降ならいつでも提出することができます。

《白色申告の方は収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、農業所得や山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

●申告しないと保険税が軽減されません

国民健康保険税の軽減のためには、世帯主と加入者（被保険者）全員について所得の申告が必要となります。

前年の世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、保険税が軽減されます。世帯の所得により判定しますので、住民税がかからない世帯であっても未申告の場合、保険税が確定できないだけでなく軽減の判定もできませんので、必ず申告書を提出してください。

問合せ 保健衛生課・国民健康保険担当 ☎82-1777

●申告にご持参いただくものは・・・

申告においていただくときは、次のものを必要に応じてご持参ください。

- ①利用者識別番号取得確認書類（事前に取得した方）
- ②「確定申告のお知らせ」または「申告書」（税務署から送付されている方）
- ③生命保険（個人年金を含む）、長期損害保険、地震保険、社会保険（国保、国民年金、農業者年金など）に加入している方は、令和3年中に支払った保険料の証明書、または領収書
- ④給与、年金収入のある方は、源泉徴収票または公的年金等源泉徴収票
- ⑤事業、農業、不動産収入のある方は、所得計算のもとになる帳簿（仕入れ帳、売上帳、出納帳など）・・・収支内訳書
- ⑥土地などを売却した方は、売買契約書、仲介手数料等の領収書
- ⑦医療費控除等を受ける方は、申告用明細書
セルフメディケーション税制（医療費控除特例）を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組がわかる証明書（定期健康診断、特定健康診査等、結果通知表等）
- ⑧還付申告者または所得税納付の方は、銀行等の預金口座番号等のわかるものおよび届出印
- ⑨申告者のマイナンバー（個人番号）の確認できる書類番号確認書類および運転免許証等の身元確認書類

●障害者に準ずる方は一定の要件で所得控除が受けられます

村では、特別障害に準ずる障害等の認定に関する要綱に基づき、65歳以上の方で介護保険法の要介護認定（要介護度4・5）を受けた方は、障害者手帳をお持ちでなくても所得控除が受けられる場合があります（ただし、一定の要件が必要です）。

この障害等の認定を受けようとする方は、住民福祉課福祉・年金担当に「特別障害認定申請書」を提出してください。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

●納税は納期限内に振替納税のご利用を！

令和3年分の確定申告による所得税の納期限は令和4年3月15日（火）です。早めにお済ませください。なお、現金で納付する場合、税務署からは申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

納付書をお持ちでない方は、お近くの金融機関、税務署または役場に用意してある納付書で納付してください（書き方については、納付書の裏面を参照してください）

また、振替納税をすでに利用されている方は、振替日の2～3日前には、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数が省け、うっかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が大変便利です。ぜひご利用ください。

令和3年分の確定申告に係る所得税の振替日（引落日）は、令和4年4月21日（木）です。なお、預貯金残高不足等で引落しができませんと、令和4年3月15日（火）にさかのぼって延滞税が加算されますのでご注意ください。